

香川県耐震改修促進計画(第四次計画)

～地震に強い「安全と安心を築く」香川づくり～

令和8年4月



目次

第1章 基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	用語の定義	2
4	計画の基本的事項	3
5	本計画とSDGs	4
6	計画の期間	4
7	想定される地震規模と被害の想定	4
8	今後の減災効果の予測	11

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1	住宅・建築物の耐震化の現状	13
2	住宅・建築物の耐震化の課題	17
3	特に耐震化を図るべき建築物及び目標	17

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1	今後の取組みの方向性	20
2	役割分担	20
3	耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針	24
4	耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	27
5	安心して耐震診断、耐震改修を行うための環境整備	28
6	地震時の総合的な安全対策の概要	30

第4章 建築物の地震に対する安全性向上に関する周知・啓発

1	地震防災マップの作成・公表	33
2	相談体制の整備・充実	33
3	情報提供の充実	34
4	低コスト工法の普及をはじめとした県内技術者の養成	35

第5章 法による指示・公表及び建築基準法による勧告又は命令等についての 所管行政庁との連携

1	法による指導等の実施	36
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施	36

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1	市町が定める耐震改修促進計画	37
2	本計画の推進に関する事項	38
3	その他	39

資料編

1	別表	40
2	香川県耐震改修促進計画推進協議会運営要領	41

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させるという目標のため、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられたことなどを受け、平成17年11月に法が改正され、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

これを受け、本県では、国が示した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、平成19年3月に「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画（第一次計画）」を策定しました。その後も、後継計画として、平成28年12月に「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、さらには、令和3年10月に「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「第三次計画」という。）を策定し、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできました。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしました。また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受けました。活断層が多く存在する日本では、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が高まりました。さらに、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識されました。

その後も、令和6年1月に発生した能登半島地震では、震度7の揺れが発生し、住家の全半壊の被害は約3万棟にのぼりました。その一方で、国の審議会^{※1}によると、耐震改修を行った建築物については、倒壊・崩壊の被害はなく、これまで進めてきた耐震対策の有効性が確認されたところです。

加えて、政府の地震調査研究推進本部による長期評価では、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「60%～90%程度以上」（令和7年1月1日時点）とされており、本県でも甚大な被害が発生すると想定され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっています。

今般、第三次計画が令和8年3月をもって計画期間が終了したことにより、第三次計画における取組みの成果や課題等を検証し、令和7年7月に改正された国の基本方針を踏まえ、香川県地域防災計画との整合を図り、後継計画として「香川県耐震改修促進計画（第四次計画）」を策定しました。

※1：社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会

2 計画の目的

本計画は、近い将来発生が予想されている南海トラフを震源とする大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害の軽減を図るため、主として昭和56年以前の基準（いわゆる旧耐震基準）で建築された既存住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的としています。

また、市町の耐震改修促進計画の指針となるものでもあります。

3 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとします。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く市町の区域（高松市）においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域においては知事をいう。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
耐震性不足解消率	耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。

防災拠点建築物	大規模な地震が発生した場合に、その利用を確保することが公益上必要な建築物をいい、県が対象建築物として耐震改修促進計画に記載したもの。
避難路沿道建築物	県が耐震改修促進計画において指定した避難路の沿道建築物で、地震によって倒壊した場合に避難路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの。
要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物又は避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたもの。
要緊急安全確認大規模建築物	病院、劇場、百貨店等の不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する一定規模以上の建築物。

4 計画の基本的事項

法では、

◇国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。(法第3条第4項)

◇特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。(法第14条第1項)

とされており、国の基本方針でも、「住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、国及び地方公共団体は所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるべき」とされています。

これを受け、本県でも、平成23年度から市町と連携し、住宅^{※1}や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への補助制度を創設し、平成25年度からは不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化への補助制度の創設を、平成26年度からは県が指定する避難路の沿道建築物や防災拠点建築物の耐震診断の義務付け及び補助制度の創設をそれぞれ行いました。さらに、住宅の耐震対策の補助制度では、平成28年度から簡易な耐震改修や耐震シェルター・耐震ベッドについても補助対象に加え、令和3年度、令和7年度及び令和8年度には補助額を増額するなどの制度拡充も行っています。

※1：補助制度における住宅は、県内にある民間住宅で、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建てのものをいいます。

また、耐震対策講座の開催などによる周知啓発や相談窓口の整備を行うなど、県と市町が連携を図り、それぞれの役割分担において各種施策を推進し、県民の住宅・建築物の耐震化における自主的、主体的な取組みに対し支援を行います。

5 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。



6 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針の目標設定年度に合わせ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行い、計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行います。

7 想定される地震規模と被害の想定

本県では、最新の知見をもとに被害想定調査を実施し、令和7年9月に「香川県地震・津波被害想定調査報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。以下のデータは、報告書によるもので、図1-4から図1-7は、国土交通省国土政策局「国土数値情報（行政区域データ）」をもとに香川県が編集・加工したものです。

（1）被害想定の対象地震

被害想定の対象地震は、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、政府の地震調査研究推進本部において、大きな被害をもたらす可能性の高い活断層帯とし長期評価している活断層のうち、本県に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線断層帯と長尾断層帯を対象としました。

表 1 - 1 被害想定の対象地震

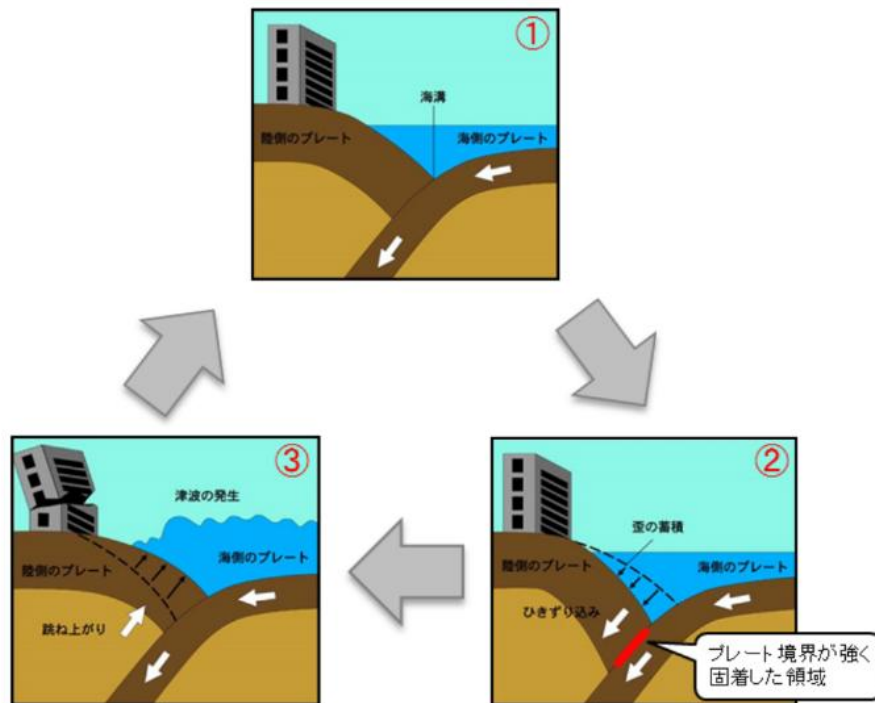
タイプ	海溝型地震※ ¹		直下型地震※ ³	
震源域	南海トラフ※ ²		③中央構造線 断層帯	④長尾断層 帯
	①最大クラス (L2)	②発生頻度の高いもの (L1)		
地震	○(Mw9.0)	○(M8.6)	○(M8.0程度)	○(M7.3)
津波	○(Mw9.1)	○(Mw8.9)	—	—
発生頻度	千年に1度あるいは それよりもっと 低い頻度	数十年から百数十年に 1度	900~1,500年 に一度	3万年に 1度
発生確率 (30年 以内)※ ⁴	—	60%~90%程度以上	1%以下※ ⁵	ほぼ0%

注：Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

※1：海溝型地震

日本の太平洋沿岸の海底では、海側のプレートが陸側のプレートの下に沈み込んでいます。海側のプレートが沈み込む際にひずみが蓄積され、限界に達した時に陸側のプレートが跳ね上がり、地震が発生します。海溝型地震は規模が大きく、広範囲に影響を与え、津波を引き起こすことが多いです。

図 1 - 1 海溝型地震イメージ



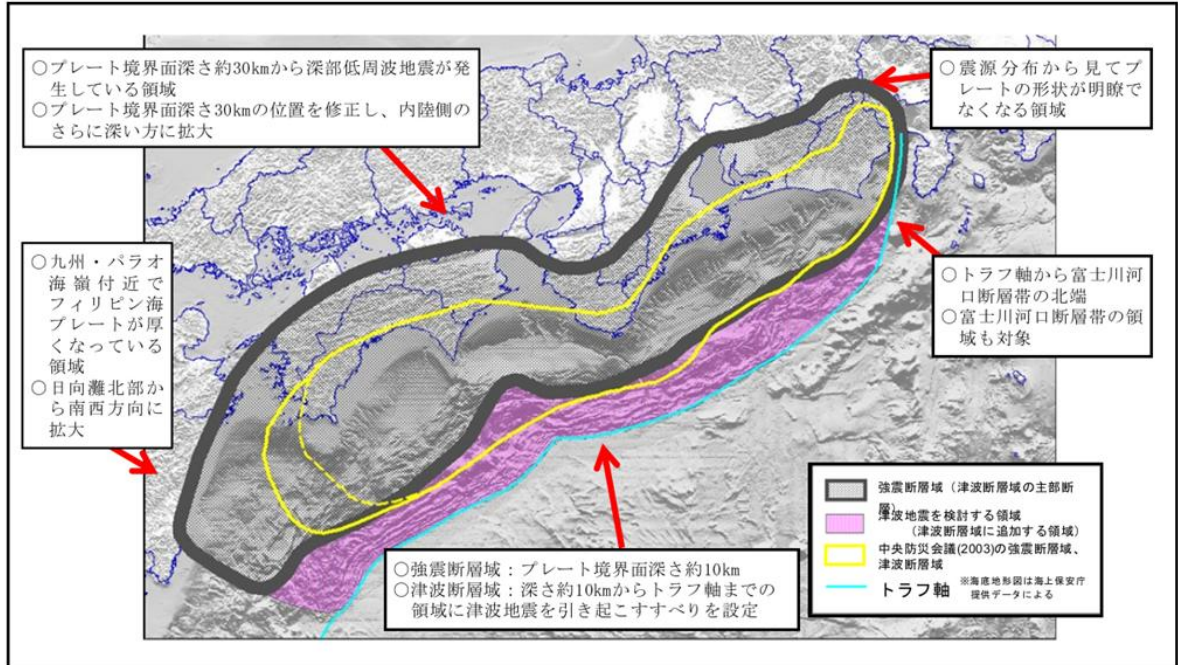
※2：南海トラフ

南海トラフ地震の想定震源域・想定津波波源域は、最新の科学的知見をもとに内閣府が設定しています。

図1-2中の太い実線のエリアは、最大クラスの地震を示しており、黄線は、発生頻度の高い地震を示すと考えられています。赤線は、津波予測を行う際に考慮すべき津波波源域を示しています。

図1-2 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域

出典：R7.3.31内閣府公表資料を改変

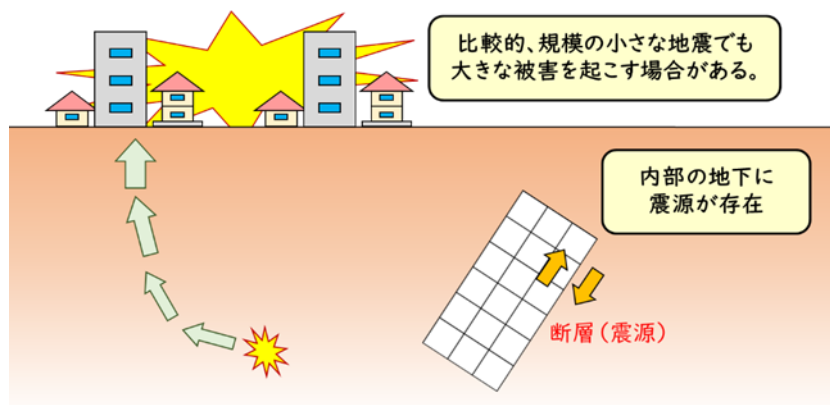


※3：直下型地震

直下型地震は、内陸の地下で活断層がずれることで発生します。震源が地表に近い場合、比較的規模の小さな地震でも局所的に強い揺れが発生し、大きな被害を引き起こす場合があります。

被害想定の対象とする内陸部の断層は、国において評価がなされている中央構造線断層帯と長尾断層帯としました。ただし、現在の知見では見つけれない断層もあります。

図1-3 直下型地震イメージ



※4：発生確率（30年以内）

政府の地震調査委員会の公表によるもので、R7.1.1時点の数値です。

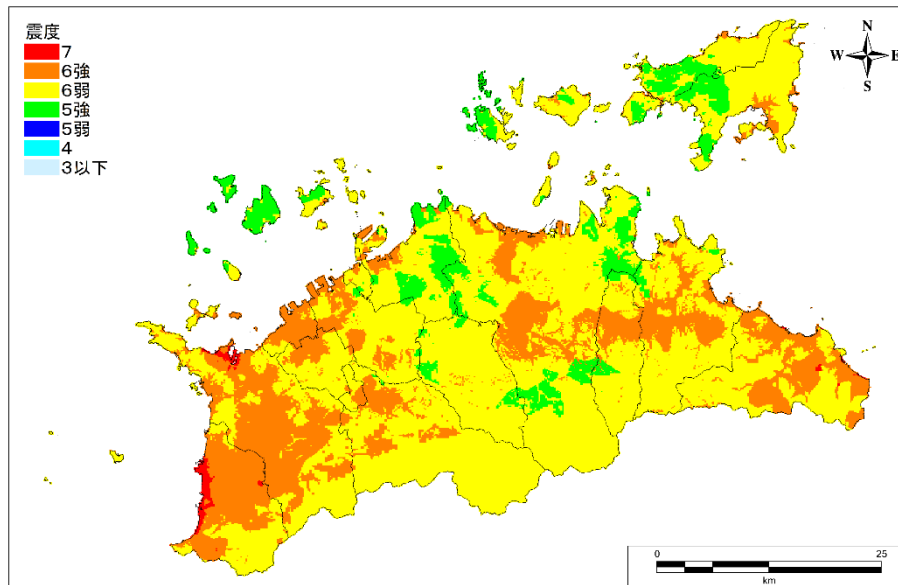
※5：讃岐山脈南縁東部区間の発生確率

(2) 地震動予測結果

①南海トラフの最大クラスの地震（L2）

県内の広い範囲で震度6弱～6強の強い揺れが広く分布し、また、観音寺市、東かがわ市、三豊市の一部の地域で震度7の揺れが見られ、県内全域で被害が発生する可能性があります。

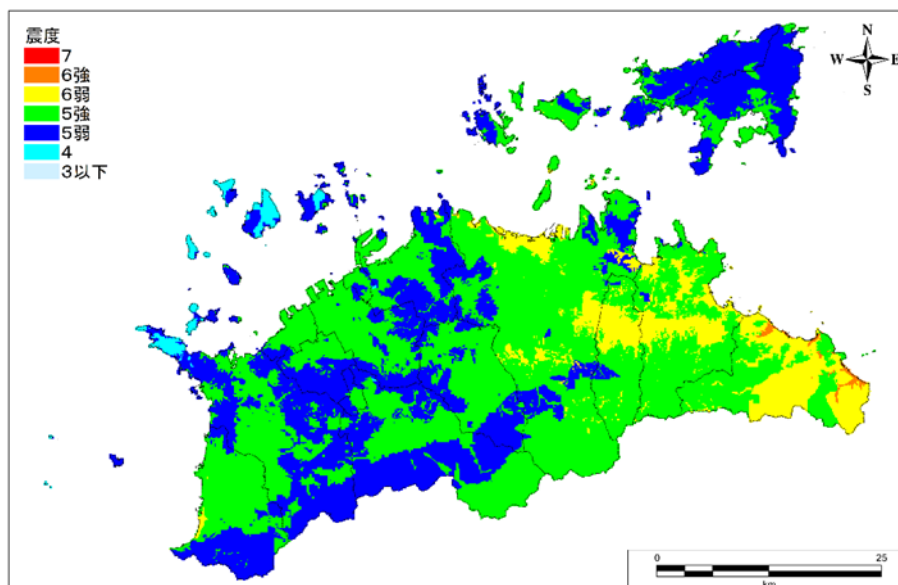
図1-4 南海トラフの最大クラスの地震（L2） 震度分布図



②南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

震度5弱～5強の範囲が広く、特に、東かがわ市では震度6弱の範囲が最も広く、沿岸部では震度6強となります。被害エリアは、特定の地域となる可能性があります。

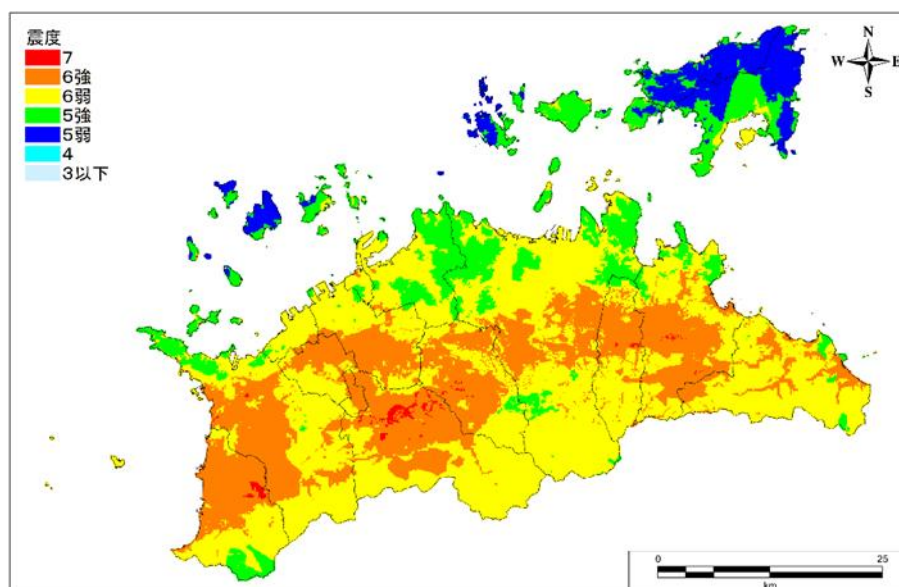
図1-5 南海トラフの発生頻度の高い地震（L1） 震度分布図



③中央構造線断層帯で発生する地震

県全体で震度5弱～7が分布しています。島嶼部を除く地域では震度6弱～7の強い揺れが広く分布しているため、被害の範囲が広がる可能性があります。高松市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、綾川町、まんのう町の7市町では震度7となる地域があり、被害が大きくなる可能性があります。

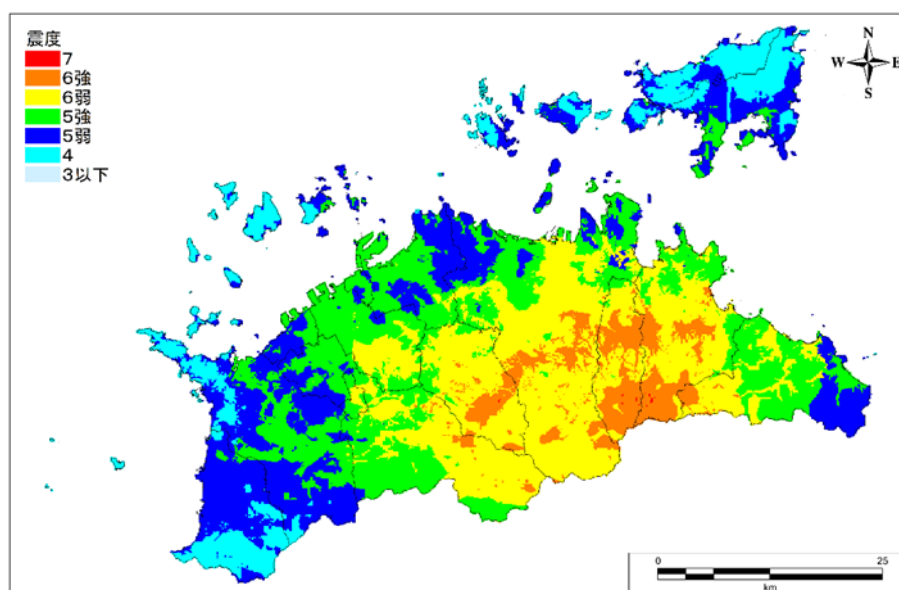
図1-6 中央構造線断層帯で発生する地震 震度分布図



④長尾断層帯で発生する地震

県全体で震度4～6強が分布しています。断層帯周辺のさぬき市、三木町、綾川町では、局所的に最大震度が7となる地域があり、被害が大きくなる可能性があります。

図1-7 長尾断層帯で発生する地震 震度分布図



(3) 市町別の最大震度一覧

7-(2)で示したそれぞれの地震のシミュレーション結果における各市町の最大深度は、次のとおりです。

表1-2 市町別の最大震度一覧

市町名	①南海トラフ (L2)	②南海トラフ (L1)	③中央構造線 断層帯	④長尾断層帯
高松市	6強	6弱	7	6強
丸亀市	6強	5強	6強	6弱
坂出市	6強	6弱	6強	6弱
善通寺市	6強	5強	6強	6弱
観音寺市	7	6弱	7	5強
さぬき市	6強	6弱	7	7
東かがわ市	7	6強	6強	6強
三豊市	7	5強	7	6弱
土庄町	6強	6弱	6弱	5強
小豆島町	6強	5強	6弱	6弱
三木町	6強	6弱	7	7
直島町	6強	6弱	6弱	5弱
宇多津町	6強	5強	6強	5強
綾川町	6強	6弱	7	7
琴平町	6強	5強	6強	6弱
多度津町	6強	5強	6強	5強
まんのう町	6強	5強	7	6強

(4) 本計画で想定する地震

本計画では、建築基準法における耐震基準の考え方や報告書の内容を踏まえ、想定する地震を①南海トラフの最大クラスの地震(L2)としています。

なお、報告書における①南海トラフの最大クラスの地震が発生した際の被害想定の大要は、以下のとおりです。

表1-3 南海トラフの最大クラスの地震（L2）による被害想定

項目		被害想定結果
地震動の予測等	震度分布	5強～7
	液状化危険度予測分布	危険度区分 ^{※1} 毎の比率 A：16.6% B：5.4% C：2.6% D：75.4%
	最高津波水位 (満潮位・地殻変動考慮)	高さ2.8m～4.2m
建物被害 (全壊・焼失)	揺れ	31,000棟
	液状化	3,800棟
	津波	3,500棟
	急傾斜地崩壊	70棟
	地震火災	1,100棟
建物被害(全壊・焼失) 合計		39,000棟
人的被害 (死者数)	建物倒壊	1,900人
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	100人
	津波	3,500人
	急傾斜地崩壊	わずかにある
	火災	わずかにある
	ブロック塀等被害 ^{※2}	わずかにある
	災害関連死	1,200～2,400人
人的被害(死者数) 合計		最大7,800人
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊	18,000人
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	1,800人
	津波	2,600人
	急傾斜地崩壊	わずかにある
	火災	わずかにある
	ブロック塀等被害 ^{※2}	わずかにある
人的被害(負傷者数) 合計		21,000人

(注意事項)

※1：液状化危険度区分

危険度A：液状化の可能性大 危険度B：液状化の可能性中
危険度C：液状化の可能性小 危険度D：液状化の可能性なし

※2：ブロック塀等被害 ブロック塀等・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害

※共通：想定シーン(季節・時間帯)は、人的被害が最大となる冬・朝5時とする。(ただし、建物被害(地震火災)のみ、被害が最大となる冬・夕方18時とする。)

8 今後の減災効果の予測

報告書では、建物の耐震対策の効果を確認するために、現況の被害と耐震対策後の被害の比較を行っています。南海トラフの最大クラスの地震による被害がどの程度軽減されるかを評価しました。

(1) 建物の耐震化

① 予測手法

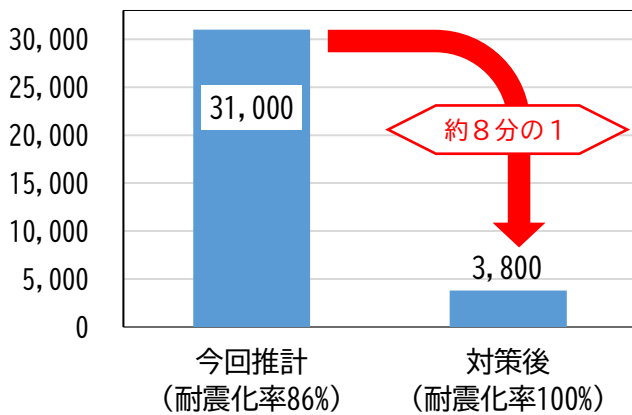
県内の住宅の耐震化率は令和5年時点で86%です。耐震化未施工の全建物を耐震化した場合（耐震化率=100%）の建物被害を算出し、現況の被害と比較することによって、耐震化による下記項目の減災効果を算出しました。

- ◇揺れによる建物全壊棟数
- ◇揺れによる死者数
- ◇建物被害における直接経済被害額

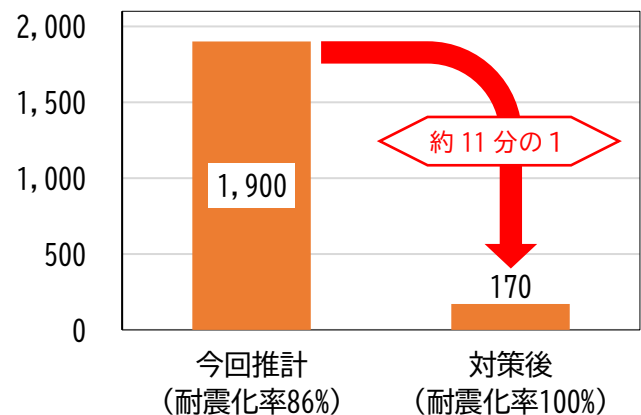
② 予測結果

揺れによる建物全壊棟数及び死者数

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震改修により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れに伴う全壊棟数は、約8分の1に、それに伴う死者数は約11分の1に軽減されます。



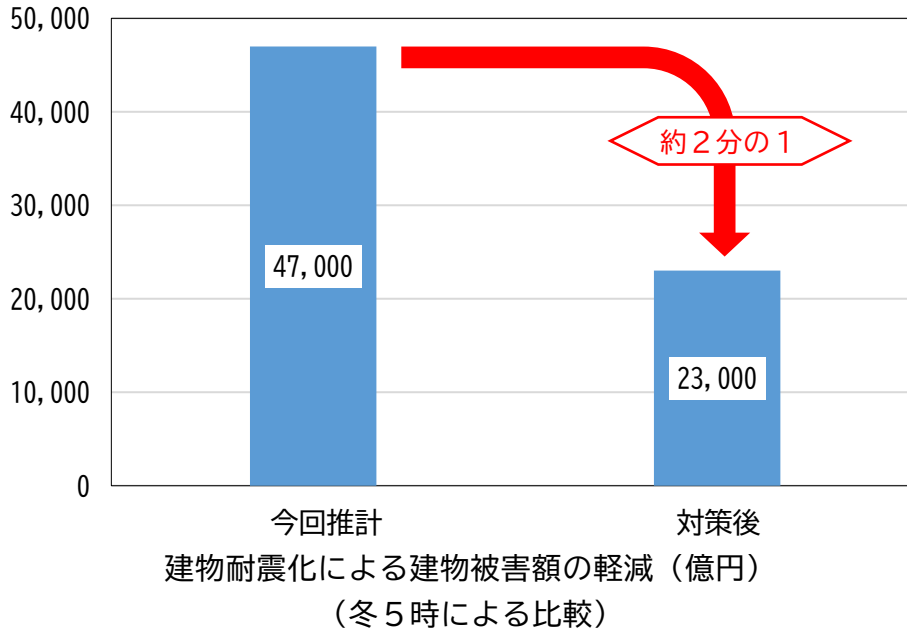
全壊棟数の軽減 (棟)



死者数の軽減 (人)

減災効果による経済被害額

減災効果による経済被害額は、約2.3兆円となり、建物の耐震化による建物被害額は約2分の1に軽減されます。



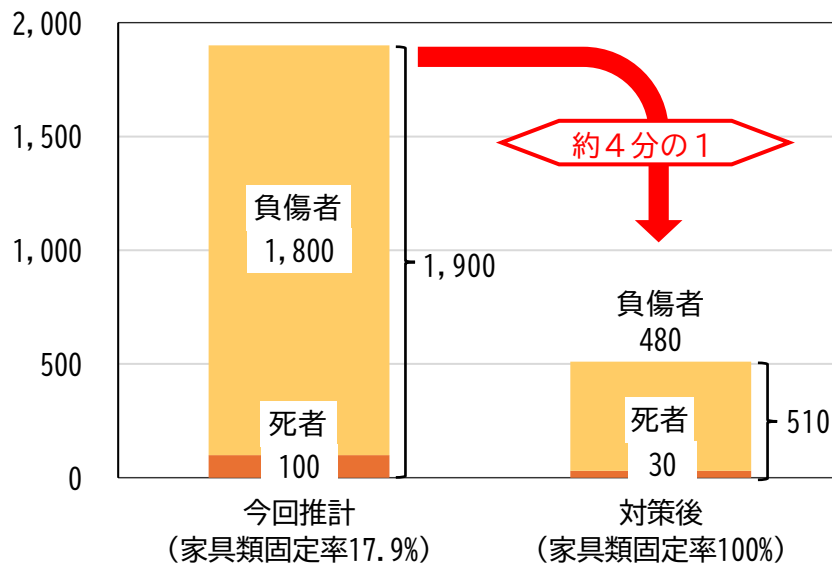
（2）屋内収容物の転倒防止対策

①予測手法

県内の家具等の転倒・落下防止対策について、現況と対策実施後（対策実施率＝100%）の効果を屋内落下物による死傷者数を比較することで算出しました。

②予測結果

屋内収容物の転倒防止対策実施率を100%にすることで、死傷者数は約4分の1に軽減されます。



家具類の転倒・落下防止対策による死傷者の軽減（人）
（冬5時による比較）

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

令和5年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、県内の住宅数（空き家を除く）は、約39.9万戸となっています。

建設年代別に見ると、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約29.8万戸（75%）あり、それ以外の約10.1万戸（25%）が昭和55年以前の旧耐震基準に従って建築された住宅です。令和2年度に新たに示された国の推計方法により推計を行うと、この約10.1万戸のうち約4.7万戸は耐震性を有しているものと考えられます。

以上のことから、県内の住宅のうち、約34.5万戸（86%）が耐震性を有しており、令和5年の住宅の耐震化率は86%と推計しました。

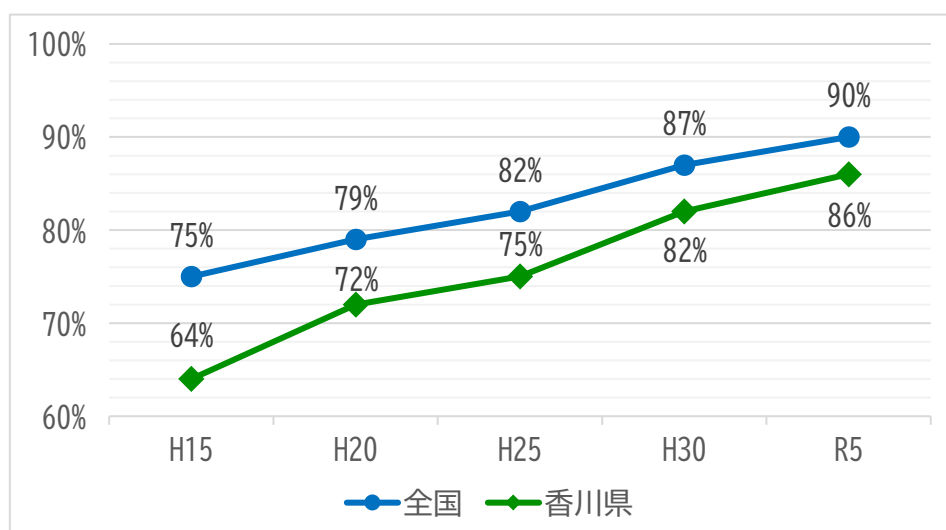
表2-1 住宅の耐震化の進捗状況

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
総戸数	36.0万戸	37.3万戸	38.7万戸	39.8万戸	39.9万戸
耐震性あり	23.0万戸	26.9万戸	29.0万戸	32.8万戸	34.5万戸
耐震性なし	13.0万戸	10.4万戸	9.7万戸	7.0万戸	5.4万戸
耐震化率	64%	72%*	75%*	82%	86%

※令和2年度に示された国の推計方法を用いると、平成20年は76%、平成25年は78%と推計されます。

（総務省「住宅・土地統計調査」を基に、国土交通省から提供された手法により推計）

図2-1 住宅の耐震化率の推移（全国との比較）



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

大規模な地震発生時の被害軽減と災害対策初動期の機能確保のため、次の表2-2に示すとおり、住宅を除く建築物のうち一定規模以上の建築物を「多数の者が利用する建築物」として定めています。

表2-2 多数の者が利用する建築物の用途と規模

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等 (国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)		階数3及び 1,000㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2及び 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校(幼稚園は除く)	階数3及び 1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1及び 1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2及び 1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2及び 500㎡以上
病院、診療所		階数3及び 1,000㎡以上
公営住宅等		
ホテル、旅館		階数3及び 1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館		
飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		

多数の者が利用する建築物については、第三次計画において、令和7年度末の耐震化率97%を目標に各種施策を進めてきた結果、計画期間における耐震化率の推移は表2-3のとおりとなっています。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

次の表2-4に掲げる建築物（第3章 3-(1)参照）は、法に基づき、耐震診断を行うことが義務付けられているものです。

表2-4 耐震診断義務付け対象建築物

区 分	耐震化の必要性
大規模建築物	不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の建築物であり、県民誰もが被災する可能性があることから、重点的に耐震化を促進する必要がある。
防災拠点建築物	大規模な地震が発生した場合に、その利用（防災拠点、救援・救護活動、避難施設等）を確保することが公益上必要な建築物であり、重点的に耐震化を促進する必要がある。
避難路沿道建築物	大規模な地震が発生した場合、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給等の応急対策活動を広域的に実施する必要があり、非常事態に対応した交通網の確保を図るために必要な緊急輸送道路に面した一定規模以上の建築物であり、重点的に耐震化を促進する必要がある。

耐震診断義務付け対象建築物について、計画期間における耐震性不足解消率の進捗は次の表2-5のとおりとなっています。

耐震診断義務付け対象建築物については、耐震性不足解消率との指標にて耐震化の進捗を把握しています。耐震性不足解消率とは、耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することを確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合であり、新耐震基準以降に建てられた建築物は分母から除いています。

表2-5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率の推移

区 分	令和2年度末	令和7年度末
大規模建築物	84.6% (44棟/52棟)	98.1% (51棟/52棟)
防災拠点建築物	76.9%* (10棟/13棟)	100% (10棟/10棟)
避難路沿道建築物	24.2%* (30棟/124棟)	29.2% (33棟/113棟)

※：令和2年度末時点では耐震診断結果を公表していなかったため、従来の耐震化率を表記しています。

2 住宅・建築物の耐震化の課題

(1) 住宅の耐震化の課題

- ◇建物所有者の意志に左右される民間住宅は法的な強制力が無いため、計画的な耐震化は容易ではない。
- ◇旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲がますます低下することが懸念される。
- ◇耐震化率を引き上げる要素の大部分は建替えだが、建替えは費用が高額であり、社会経済情勢の変化に大きく影響される。
- ◇令和7年度に県が実施した防災対策に関するアンケートでは、耐震改修を実施しない理由として、「費用が高い(61.6%)」、「大きな地震が来たら住宅の耐震化をしても効果がないと考えている(30.1%)」等が上位となっており、このうち費用の問題は、これまでも常に上位を占めている理由となっている。
- ◇また、住宅の所有者や耐震改修にあまり携わっていない事業者にとっても、耐震改修工事は「費用が高い」という印象がいまだに根深く残っていると考えられる。

(2) 建築物の耐震化の課題

- ◇旧耐震基準で建築された建築物の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲がますます低下することが懸念される。
- ◇耐震化率を引き上げる要素の大部分は建替えだが、建替えは費用が高額であり、社会経済情勢の変化に大きく影響される。
- ◇さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済が打撃を受けたことや、昨今の物価高騰のため、建物所有者が耐震改修などの設備投資を行う余力が低下しており、資金繰りが困難となっている事例も見受けられる。

3 特に耐震化を図るべき建築物及び目標

(1) 基本方針

本計画では、県民の生活基盤である住宅や、現状の耐震化率が比較的低い病院・診療所及び物販店舗のほか、大規模地震発生時において、倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物、早期の救助・復旧活動に関係する避難路を含む緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を重点的に進めます。

また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を計画的に促進するとともに、県民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進します。

なお、想定される大規模な地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きい多数の者が利用する建築物の耐震化に積極的に取り組んでいきます。

(2) 住宅

県民の生活基盤である住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、生命や財産を守ることはもとより、場合によ

ては、早期の支援が届きにくい中でも、できるだけ早く通常の暮らしに戻るために、様々なリスクやストレスを抱えての避難所生活ではなく、住み慣れた我が家で過ごすこと（＝在宅避難）が可能となるなど、欠かすことのできない備えであるといえます。

加えて、災害発生後の応急対応やがれき撤去の復興作業など、社会全体の負担を軽減するための、減災の取組みの大きな要素でもあることから、引き続き、住宅の耐震化を積極的に促進します。

こうしたことから、住宅の耐震化率については、国が令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消※することを目標として掲げていることから、これに準じて、令和5年時点の耐震化率（86%）を踏まえ、令和12年度末の目標を92%に設定します。

※：「おおむね解消」とは、耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指すことを目標としています。

表2-6 住宅の耐震化の目標

区分	現状の耐震化率 (令和5年)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
住宅	86%	92%

(3) 多数の者が利用する建築物

本章 1-(2)で示したとおり、第三次計画で掲げた多数の者が利用する建築物は、令和2年度末の耐震化率から2ポイント向上したものの、目標を達成することができていません。令和7年度末時点の耐震化率は95.5%、未改修のものが104棟ある状況です。(表2-3参照)

大規模な地震発生時の被害軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、多数の者が利用する建築物の耐震化が必要です。このため、本計画では、引き続き、多数の者が利用する建築物について、きめ細やかな施策を展開します。

多数の者が利用する建築物については、第三次計画では、建築物の耐震化率の目標を令和7年度末までに97%に掲げ、各種施策などを進めてきました。本計画では、これまでの各種取組みの効果や老朽化している建築物の建替え、除却などの状況を踏まえ、令和12年度末までにおおむね解消となることを目標とします。

表2-7 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
多数の者が利用する建築物	95.5%	おおむね解消

(4) 耐震診断義務付け対象建築物

本章 1-(3) に示したとおり、耐震診断義務付け対象建築物のうち、大規模建築物については、令和2年度末から14ポイント向上し、目標を達成することはできていないものの耐震化は着実に進捗しています。県が指定している防災拠点建築物については、令和3年度に耐震化が完了し、100%との目標を達成しています。避難路沿道建築物については、令和2年度末から5ポイントの向上に止まっており、災害時の避難・救急救助活動や物資供給の機能を果たす避難路を確保するために、沿道建築物の耐震化が課題となっています。

これらの建築物については、これまでの各種取組みの効果や老朽化している建築物の建替え、除却などの状況を踏まえ、令和12年度末までの目標を表2-8に掲げるとおりとします。

表2-8 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率※の目標

区 分	現状の耐震性不足解消率 (令和7年度末)	目標の耐震性不足解消率 (令和12年度末)
大規模建築物	98.1% (51棟/52棟)	100%
防災拠点建築物	100% (10棟/10棟)	達成
避難路沿道建築物	29.2% (33棟/113棟)	50%

※：耐震性不足解消率とは、耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することを確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいい、新耐震基準以降に建てられた建築物は分母から除いています。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 今後の取組みの方向性

住宅・建築物の耐震化をより一層促進するためには、【普及啓発】【財政的支援】【相談・実施体制の整備】を連動させながら、取り組んでいくことが重要です。

また、大規模地震に備えるためには、住宅の所有者本人だけでなく、家族や近隣、学校、企業、また高齢者を日常的に支える専門家など、より多くの方に「住まいの耐震化」を地域全体の課題として捉え、減災・防災対策の柱として、様々な場面で考えてもらうよう、関係者とも連携した普及啓発に取り組むことが必要であり、地域の耐震化の推進の中心的な担い手である市町と連携しながら、地域の実情に応じたきめ細やかな取組みを進めることとします。

2 役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、県、市町並びに（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会及び（一社）香川県建設業協会などの建築関係団体は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有者とともに、耐震化を促進するものとします。

（1）県の役割

県は、市町や建築関係団体などと連携し、広域自治体として県全体の視点から各種施策に取り組むほか、市町が実施する耐震化の取組みに対して支援をします。

①香川県耐震改修促進計画の策定

- ◇県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ◇施策等の進捗状況の検証及び分析結果の公表並びに必要な応じた見直しや更新
- ◇市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ◇特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施
- ◇「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDCA管理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間住宅の耐震診断・耐震改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助

- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ◇要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ◇コンクリートブロック塀などの倒壊防止対策の指導
- ◇窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ◇大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200m²を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/m²を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ◇建築設備の耐震対策の指導
- ◇家具の転倒防止対策の啓発
- ◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ◇法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ◇法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ◇法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ◇建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

- ◇相談窓口の設置及び運営
- ◇市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ◇耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇住宅の耐震化、家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講座の開催
- ◇省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施の案内
- ◇昭和56年6月1日以降の基準で、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施の促進

④市町や建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及
- ◇「低コスト工法」※²の普及啓発
- ◇市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ◇市町への技術的支援のための、耐震化相談窓口を設置
- ◇市町が行う施策への協力や市町間での情報共有
- ◇建築関係団体が行う施策への協力
- ◇耐震診断・耐震改修を実施可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2：低コスト工法とは、

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震時の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルートの採用による設計のことを指しています。また、「低コスト工法」の実績を客観化する際には、耐震改修工法は、「木造住宅 低コスト 耐震補強の手引き」において、評価番号が A-***であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法を指すこととし、補強設計は、同手引きで示される「詳細法」あるいは精密診断法を用いた方法としています。

県では平成30年度より、安価で短期間に耐震化できる「低コスト工法」の普及啓発に取り組んできたところであり、補助制度を活用して耐震改修工事を実施した住宅のうち、同工法を採用したものは直近で6割を超え、「低コスト工法」は浸透しつつあります。

(2) 市町の役割

市町は、基礎的自治体として地域住民の生命と財産を保護する取組みを含め、地域の実情に応じた施策に取り組めます。

①市町耐震改修促進計画の策定

- ◇住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ◇その施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ◇市町の地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- ◇支援制度の創設の検討
- ◇「アクションプログラム」の策定とPDC Aの実行（取組み、進捗状況の把握や検証）

②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇市町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間住宅の耐震診断・改修等への補助
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への補助
- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断・耐震改修等への補助
- ◇民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助
- ◇コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導（所管行政庁）
- ◇県が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外）
- ◇家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置の促進

- ◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（所管行政庁）
- ◇法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁）
- ◇建築基準法第10条に基づく勧告等（所管行政庁）

③普及、啓発等

- ◇耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇自治会組織を活用しての耐震化の啓発
- ◇建築士をはじめとした専門家に個別に相談できる機会の定期的な提供

④県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ◇大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ◇火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ◇地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ◇自治会との連携及び相互協力
- ◇各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- ◇自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、県や市町と連携を図りながら、各種施策への協力を行います。

①耐震診断、耐震改修の促進

- ◇民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ◇家具の転倒防止対策の指導への協力

②普及、啓発等

- ◇相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震化に関するパンフレット等の配布
- ◇耐震化に関する情報の提供

③技術者の養成

- ◇耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ◇耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくほか、所有建築物の耐震化に努めます。

①耐震診断、耐震改修等の実施

- ◇住宅・建築物の耐震診断
- ◇耐震診断の結果に応じた耐震改修
- ◇総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ◇ブロック塀などの安全点検
- ◇建築設備の耐震対策
- ◇地震に備え、地震保険の加入、家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置

3 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震診断の義務付け及び耐震診断の結果の公表（第二次計画で指定）

①要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正に伴い、附則第3条第1項の規定に基づき、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものについては、耐震診断を義務付けられ、所管行政庁が当該結果の公表を行うこととされました。

各所管行政庁は、耐震診断の結果等を建築物の用途ごとに一覧できるように取りまとめた上で、ホームページ等で公表しています。

指定年月日	平成25年11月25日
対象建築物	耐震改修促進法附則第3条第1項の規定で定める既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）
耐震診断結果の公表年月日	平成28年10月31日

②要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

県は、法第5条第3項第2号の規定に基づき、次のとおり避難路として指定した、沿道の対象建築物の耐震診断を義務付けることにより、耐震化の促進を図ります。

指定年月日	平成26年4月1日
指定路線	香川県地域防災計画に定める緊急輸送道路のうち、D I D地区（平成22年国勢調査による人口集中地区）内にある第1次輸送確保路線
耐震診断結果の公表年月日	令和7年3月31日

③要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）

県は、法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、対象建築物の耐震診断を義務付けることにより、耐震化の促進を図りました。

指定年月日	平成26年9月1日
対象建築物	資料編 別表
耐震診断結果の公表年月日	令和3年10月29日

(2) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化を図るべき建築物は、次のとおりとします。

- ◇住宅
- ◇緊急輸送道路沿道建築物
- ◇要緊急安全確認大規模建築物（大規模建築物）
- ◇要安全確認計画記載建築物
- ◇災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ◇災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ◇災害時に救護施設となる病院
- ◇多数の者が利用する建築物のうち、病院・診療所、物販店舗

(3) 重点的に耐震化すべき地域、地区

重点的に耐震化を図るべき地域は、次のとおりとします。

- ◇D I D地区（平成22年国勢調査による人口集中地区）
- ◇法に基づき指定する避難路沿道地域
- ◇地域防災計画に定める緊急輸送道路の沿道地域

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

県及び市町は、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある下記の道路を、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として定めるものとします。

- ◇地域防災計画に定める緊急輸送道路

香川県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会にて緊急輸送道路の橋梁耐震補強、高盛土区間の状況、無電柱化等について情報を共有し、連携を図りながら建築物の耐震化を推進します。

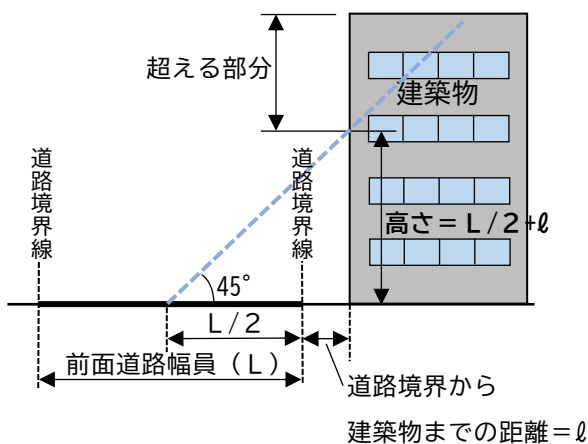
地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物^{※1}（耐震

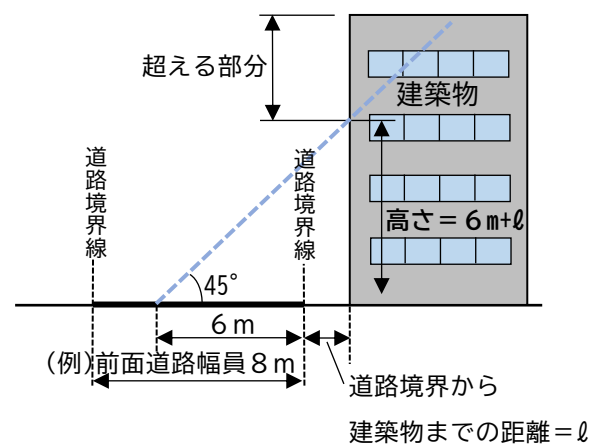
関係規定に適合しない建築物に限る。) について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、第3号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

※1：一定の高さ以上の沿道建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、地震により倒壊し、緊急輸送道路などを閉塞するおそれがあるもので、下図に示すものをいいます。

①前面道路幅員が12mを超える場合



②前面道路幅員が12m以下の場合



①幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(l)を加えた高さ(L/2 + l)を超える建築物

②6mに前面道路の境界までの距離(l)を加えた高さ(6 + l)を超える建築物

大規模な地震が発生した場合、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等の応急対策活動を広域的に実施する必要があることから、県では、「香川県地域防災計画」において、大規模地震発生時など非常事態に対応した交通網の確保を図るため必要な道路（緊急輸送道路）を定めています。

このことから、本計画では、法第5条第3項第2号の規定に基づき、「香川県地域防災計画」に定める緊急輸送道路のうち、D I D地区※2（平成22年国勢調査による人口集中地区）内にある第1次輸送確保路線を避難路として指定することとします。

※2：人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/K㎡以上の国勢調査区が集合している地域

(5) 優先的に耐震化を図る公共施設の選定

県及び市町は、地域の実情等を考慮し、原則として下記の公共施設について優先的に耐震化を図るものとします。

- ◇災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達等施設となる庁舎等
- ◇災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等

- ◇災害時に救護施設となる病院
- ◇災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ◇災害時に一時居住施設となる公営住宅等

(6) 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題であることを意識して取り組むことが不可欠です。

このため、県及び市町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決します。

4 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

現状の耐震化率を目標値に達成させるためには、旧耐震基準によって建築された住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する必要があります。

このため、県では、国の助成制度を活用し、市町と連携して既存住宅や緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に対する助成を実施します。また、引き続き、住宅・建築物の耐震改修等の相談に適切に対応できるよう技術者の養成を図るとともに、県民を対象に住宅の耐震化、家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図るための講座を開催します。

さらに、住宅・建築物の耐震改修等の普及、啓発を図るためにパンフレットの作成・配布や戸別訪問、行政窓口での耐震相談などを実施します。

なお、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等に係る国等の主な助成制度や税制度として、令和8年4月現在、下記のものがあります。

(1) 助成制度

担当課	事業名	対象用途	所管省庁	補助対象事業		
				診断	設計	改修
住宅課	住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅	国土交通省	○	—※1	○
建築指導課	住宅・建築物防災力緊急促進事業	緊急輸送道路沿道建築物等	国土交通省	○	○	○
総務学事課	私立学校施設整備費補助金	私立学校	文部科学省	○	○	○
教育委員会 総務課	学校施設環境改善交付金	公立学校、公立社会体育施設	文部科学省	○※2	○※2	○
長寿社会対策課	地域密着型サービス等整備事業	定員30名以上の介護施設等※3	厚生労働省	—	○	○
障害福祉課	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等	厚生労働省	—	○	○
医療政策課	医療施設耐震化促進事業	病院	厚生労働省	○	—	—

医療政策課	医療施設等耐震整備事業	病院、学校・養成所 ^{※4}	厚生労働省	-	-	○
子ども政策課	就学前教育・保育施設整備交付金	私立保育所、認定こども園等	こども家庭庁	○	○	○
危機管理課	幼稚園・保育所等備品類転倒防止対策推進事業補助金	幼稚園、保育所、認定こども園等	-	-	-	-

※1：耐震改修工事費に含めることができる

※2：耐震改修実施年度に補助対象となる

※3：香川県高齢者保健福祉計画に沿った介護施設等を1施設創設することを条件とする

※4：保健師、助産師、看護師、准看護師の学校・養成所

(2) 税制度

対象	主な要件等
改修	◇耐震改修促進税制 ○住宅 ・所得税：令和10年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除 ・固定資産税：令和13年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額を1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額） ○建築物 ・固定資産税：法により耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断が報告されたものについて、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額
	◇住宅ローン減税 ・所得税：10年間、ローン残高の0.7%を所得税額から控除（地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定のリフォーム工事が対象）

参考：国土交通省 URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000251.html

5 安心して耐震診断、耐震改修を行うための環境整備

(1) 住宅の耐震化を推進するための3本の柱

市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「住宅の耐震化の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として取り組みます。

①【県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり】

行政・地域・事業者が連携し、地域単位で機動的かつ効率的に耐震化に取り組めるよう、ネットワークの構築を図ります。また、低コスト工法を要として安価で短期間に住みながら耐震化を行うことができるように技術者の養成を行います。

〈取組みの内容〉

- ・住宅の所有者個別のニーズや疑問にきめ細かく応える機会の提供を行います。
- ・低コスト工法をはじめとしたより安価な耐震改修工事の実現に取り組めます。
- ・行政及び建築士、改修事業者等のネットワークづくりに取り組めます。

②【「住宅の耐震化」の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり】

大規模地震に備えて、早期の復興や避難生活を長引かせないために、被災後の生活も見据えた住まいの減災対策である「在宅避難」をキーワードとして、住宅の耐震化や家具の転倒防止等の耐震対策を促します。そのために、さまざまな機会を捉えて、耐震対策の普及啓発に努めます。

〈取組みの内容〉

- ・危機管理部局等と連携して県民への働きかけを行います。
- ・介護やケアを必要とする等、避難所へ避難することが難しい「避難弱者」と言われる、高齢者や障がい者等を所管する部局や、地域コミュニティを所管する部局と連携して、多様な場での働きかけを行います。
- ・地域に密着した普及啓発を進めるため、市町職員の耐震対策に必要な知識の習得や技術の研鑽に取り組めます。

③【耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり】

耐震診断の結果、耐震改修が必要であるにもかかわらず、対策に取り組めていない方に対し、行政から定期的なフォローを行い、耐震改修や住み替え、建て替え等を促します。また、本格的な改修工事だけでなく、簡易な改修工事や耐震シェルター・耐震ベッドの設置に対する補助制度を設けるなど、県民のさまざまな希望に寄り添います。

〈取組みの内容〉

- ・診断結果に関する分かりやすい説明や改修工事に要する費用の目安など、きめ細やかな情報提供等を行います。
- ・耐震診断をした住宅の耐震化をスムーズに実現するため、支援制度の充実や手続きの合理化、自分に合った利用しやすい制度の情報提供ができるように努めます。

上記の3本の柱を踏まえ、県と市町で連携して、「香川縣市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、普及啓発や相談・実施体制の整備に取り組めます。アクションプログラムには、住宅の耐震化率の目標達成のための評価指標等と連動させた取組み目標や、具体的に実施する取組内容を記載し、取組みの実施状況の確認や、効果の検証を行い、毎年度見直しを行い、公表します。

(2) 県民への情報提供

- ◇耐震相談窓口に住宅の耐震診断・改修に対する補助制度や建築物の耐震化に関するパンフレット、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等を常備するとともに、県のホームページに関係情報を掲載するなど県民への情報提供を行います。
- ◇補助を活用して耐震診断、耐震改修を行った実績のある事業者を登録し、その名簿を広く公開する「香川県住まいの耐震化実績事業者登録制度」を実施し、県民が技術者に関する情報を得られるようにするとともに、標準的な耐震診断を行える機関として、(一社)香川県建築士事務所協会、香川県建設労働組合、(一社)香川県総合建設センター及び(一社)ワールド・インスペクションに耐震相談窓口を設けています。
- ◇建築基準法に基づく定期調査報告概要書を閲覧に供し、当該建築物の耐震性に関する情報を提供します。
- ◇県民向けの講座の開催、自治会への出前講座、戸別訪問などを実施します。

6 地震時の総合的な安全対策の概要

(1) コンクリートブロック塀の倒壊防止対策

これまで、宮城県沖地震(昭和53年6月)、熊本地震(平成28年4月)や大阪府北部地震(平成30年6月)において、コンクリートブロック塀などの倒壊によって多くの死傷者がでました。

コンクリートブロック塀は、市街地の住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には避難時の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性があります。

このため、特に緊急輸送道路、避難路及び通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀などについて、重点的に安全対策を講じる必要があります。

具体的には、市町や建築関係団体と連携し、自治会組織や広報誌を通して危険なコンクリートブロック塀などの安全対策の啓発に努めるとともに、防災パトロール等により危険なコンクリートブロック塀などの所有者に対し、改善指導を行います。

(2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部材の脱落防止対策

宮城県沖地震(昭和53年6月)や福岡県西方沖地震(平成17年3月)では、窓ガラスが破損、落下して多くの負傷者が出ました。このため、避難路・通学路に面する建築物の窓ガラス等の落下防止対策を講じる必要があります。

また、芸予地震(平成13年3月)や十勝沖地震(平成15年9月)では、体育館等の天井が落下し、負傷者が出ました。その後、東日本大震災(平成23年3月)においても、同様の被害が発生しています。

これを受け、天井の脱落防止措置による建築物等の安全性の確保を目的として、平成26年4月施行の改正建築基準法施行令により、特定天井は、技術基準に従って脱落防止対策を講ずる必要があります。

具体的には、市町や消防部局と連携し、建築物防災査察等により窓ガラス等や天井材の非構造部材の脱落防止対策について、指導・助言を行います。

(3) 建築設備の耐震対策

大地震によりその建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空調設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなります。

また、東日本大震災において住宅に設置されていた電気給湯器が、アンカーボルトの緊結が不十分等の原因で多数転倒したことを受け、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正され、転落防止措置の基準が明確化されました。特に、防災上重要な施設の建築設備の耐震対策や住宅の給湯設備の転落防止対策も重要であり、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要があります。

具体的には、重点的に耐震化を図るべき建築物（住宅を除く。）を対象に、建築物防災査察等を活用し、建築設備の耐震化について指導・助言を行うとともに、建築士定期講習会等で周知します。

(4) 家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置の促進

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、場合によっては死傷の可能性もあり、また避難時の妨げにもなります。

このため、市町や建築関係団体と連携し、自治会組織や広報誌を通して情報提供するなど、身近な住宅の耐震対策として、家具の固定等の転倒防止対策について促進します。

また、過去の大地震では、停電復旧後の通電時に出火する通電火災等により、大規模な火災が発生しています。こうした通電火災等を防止するため、関係団体と連携し、住宅の新築やリフォームのタイミングを捉えて、感震ブレーカーの設置を促進します。

(5) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

平成21年9月施行の改正建築基準法施行令により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。このため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について啓発し、必要に応じて改善指導を行います。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱着防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター及びエスカレーターについても必要に応じて改善指導を行います。

耐震基準を満たしていないエレベーター及びエスカレーターについては、所管行政庁と連携し、建築基準法の定期報告の機会などを捉え、所有者や管理者に対し改善を促します。

(6) 耐震化のための基礎資料の作成

①避難路等の状況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

市町において、避難所や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる幅員の狭い街路等の状況を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。

また、これに基づき、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物についての現状を把握し、市町とも連携を図りつつ、耐震診断及び耐震改修を促進します。

②特定既存耐震不適格建築物の耐震化基礎資料の整備

特定既存耐震不適格建築物について、その耐震化の状況をデータベース化することにより、耐震化の目標設定や耐震化のための施策を策定するための基礎資料として整備します。これに基づき、計画の中間年度に耐震化の現状の把握を行うとともに、特定既存耐震不適格建築物の位置を把握し、市町や関係部局等と連携しつつ、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断、耐震改修を計画的に行うよう誘導します。

上記①、②の施策を実施するに当たっては、建築物の集中する区域、緊急輸送道路や幹線道路、防災拠点施設等の災害時に機能を保持する必要があるもので優先順位の高い道路及び施設が多く分布する市街地から整備を順次進める方針とし、当面は都市計画区域内から優先的に整備を行っていきます。

第4章 建築物の地震に対する安全性向上に関する周知・啓発

1 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化に対する所有者等への意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成し、住民に公表することが重要です。

地震防災マップの作成に当たっては、地域の特性に応じた内容とし、地域住民にとって身近な問題であるという認識を持つことが重要であるため、市町が作成するものとし、作成したときは速やかに公表するものとします。

なお、県は技術的な支援や市町間の調整を行います。

2 相談体制の整備・充実

県は、住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・耐震改修の普及・啓発を図るため、県庁、小豆総合事務所及び各土木事務所（高松土木事務所を除く）に耐震相談窓口を設けます。建物所有者等に対し、耐震診断・耐震改修に関する知識や実施可能な建築士及び改修事業者の情報、費用の判断の参考となる資料の提供（表4-1に示す内容）を行うこととし、さらに地震時の総合的な安全対策についても情報提供を行うように努めます。

また、市町においても、耐震相談窓口を設置します。県と同様の情報提供を行うことができるように、相談窓口担当者のレベルアップを図るための情報提供や研修等を実施し、相談体制の充実を図ります。

なお、耐震診断・耐震改修に詳しい専門家に個別に相談できる機会の提供（旧「建築士による無料相談会」）は、実施主体を市町として、引き続き定期的で開催します。相談を行った住宅の所有者の希望に沿った住宅の耐震化まで確実につなげていくため、相談窓口と専門家との連携に努めます。

表4-1 耐震相談窓口での情報提供の内容

情報提供の内容
耐震診断の概要や診断を受ける方法
耐震診断や耐震改修を実施可能な事業者情報提供
耐震診断・耐震改修の工法に関する支援制度
耐震改修の工法の紹介（実例集の紹介）
リフォームにあわせた耐震改修の方法
耐震改修促進税制等に関する情報提供
家具転倒防止等屋内での安全確保の方法や補助制度
地震防災に関する情報
耐震改修促進税制
ブロック塀等の安全対策

3 情報提供の充実

(1) 多様な場での発信

住宅の耐震対策に関する各種チラシ・リーフレットを活用した戸別訪問や、スーパーマーケット・病院等への啓発ポスターの掲示、県及び市町広報誌や新聞、地域メディアによる啓発記事の掲載等により、地震や災害全般に対する防災意識の啓発に取り組んでいます。また、これまで情報が届いていなかった方や関心の薄い方にも関心を持ってもらうよう、引き続き、多様な機会を捉え、取組みを進めます。

県作成チラシ・リーフレット（一例）



(2) インターネットを活用した情報発信「香川県住宅耐震ポータルサイト」

耐震対策の必要性や補助制度の概要、「低コスト工法」や、耐震改修工事の紹介動画のほか、耐震関係イベント情報等、住宅の耐震対策に関する総合的な情報発信を「香川県住宅耐震ポータルサイト」で行っています。

(<https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/>)



(3) 危機管部局等の関連領域と連携した講習会の開催

防災・減災対策として住宅の耐震化を捉え、危機管理部局をはじめとした関連領域を所管する部局と連携して、講習会を開催します。

4 低コスト工法の普及をはじめとした県内技術者の養成

より安く、最小限の工事で、また住みながらの工事を可能とし、デザイン性も高い、それでいて安全性・安心感を得られるなど、住宅所有者の意向に寄り添った耐震改修を提案するため、「低コスト工法」をはじめ、多種多様な耐震改修工事の手法を習得した技術者を多く育成するため、技術者向けの講習会を開催するとともに、市町行政職員や事業者等との情報交換・技術力向上のための勉強会を行います。特に「低コスト工法」を活用することのできる改修事業者の育成には、引き続き重点的に取り組みます。

第5章 法による指示・公表及び建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法による指導等の実施

(1) 指導・助言の方針

県及び所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、住宅相談や防災査察、定期報告制度等を活用して耐震化の必要性を説明するとともに、耐震診断及び耐震改修を実施するよう指導・助言を行います。

特に、特定既存耐震不適格建築物のうち災害対策活動の拠点となる庁舎、避難収容施設となる学校、救護施設となる病院については積極的に指導、助言を行うものとします。

(2) 指示の方針

県及び所管行政庁は、次の建築物で一定規模以上のものについて耐震診断又は耐震改修が行われていない場合には、その所有者に対して必要な指示を行います。

- ・病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、その他不特定多数の者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- ・小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を有する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- ・火薬類、石油類その他の危険物であって一定の数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(3) 公表の方針

県及び所管行政庁は、正当な理由がなく指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるかとされていますが、公表に当たっては、特定既存耐震不適格建築物の用途や重要度、耐震性能の程度、倒壊した場合の周辺への影響等を総合的に考慮するとともに、あらかじめ公表する旨を所有者に通知します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

県及び所管行政庁は、建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、その建築物の所有者等に対し、当該建築物の除却、修繕等を行うよう勧告します。

また、法の規定により公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を実施しない場合で、構造体、屋根ふき材等及び建築設備の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認める場合において、当該所有者等に対し、相当の猶予期限を設けて、当該建築物の除却、修繕等を行うよう命令します。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町が定める耐震改修促進計画

法の規定により、市町は国の基本方針及び県計画を勘案して、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

(1) 市町計画の基本的事項

市町計画の策定に当たっては、市町の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化を図る建築物や重点的に耐震化を図る区域の設定、地域住民との連携による啓発活動等について、地域の状況に応じて策定するものとします。

(2) 住宅・建築物の耐震化率の目標

市町において想定される地震の規模、被害の状況、住宅・建築物の耐震化の現状等を勘案して、耐震化率の目標を設定するものとします。

目標は一定期間ごとに検証を行い、その旨を市町計画に記載することが望ましいとされています。

なお、目標の設定に当たっては防災部局、衛生部局、教育委員会等の関連部局と十分連携を図ることが重要です。

(3) 住宅・建築物の耐震化を図るための施策

市町と住宅・建築物の所有者との役割分担を明確にしたうえで、それぞれが実施すべき事業の方針など具体的な取組みについて定めます。施策等については下記の事項を参考に検討するものとします。

①市町が実施すべき施策

◇耐震診断、耐震改修

- ・市町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導（所管行政庁）
- ・県が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外）
- ・家具の転倒防止対策の促進
- ・感震ブレーカーの設置の促進

◇普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関する情報の提供

- ・自治会組織を活用しての耐震化の啓発

◇技術者の養成

- ・県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力

②建築物の所有者の役割

◇耐震診断、耐震改修等の実施

- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の耐震診断
- ・耐震診断の結果に応じ、耐震改修等
- ・自ら所有又は管理するコンクリートブロック塀の安全対策
- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の屋根ふき材等の落下防止対策
- ・自ら所有又は管理する建築設備の耐震対策
- ・家具の転倒防止対策
- ・感震ブレーカーの設置

(4) その他

①市町住民にとっては身近な存在であることから、自治会等を通じて下記のような地震時の総合的な安全対策に関する方針等を定めることが重要です。

- ・コンクリートブロック塀の倒壊防止対策
- ・窓ガラス等の落下防止対策
- ・家具の転倒防止対策
- ・パンフレットの配布及びその説明
- ・懇談会等による啓発

②地域住民にとって、自分の住宅等がある場所が地震時にどの程度揺れるのか、あるいはどの程度の危険性があるのかが分かる地震防災マップを作成することは非常に重要であることから、早急に作成することが望まれます。

2 本計画の推進に関する事項

(1) 協議会

住宅・建築物の耐震化促進のための施策の検討や目標の達成状況の把握や検証等を行うため、「香川県耐震改修促進計画推進協議会」を設置します。

(2) 市町や建築関係団体との連携

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、市町や建築関係団体との連携が不可欠であり、今後も下記の事項について連携を図り、積極的に取り組みます。

- ◇耐震診断、耐震改修等の相談の実施
- ◇耐震診断、耐震改修等の講習会の開催
- ◇耐震化に関する情報提供

3 その他

(1) 地震保険への加入の促進

地震により家屋が倒壊や損傷を受けた場合に所有者は多額の損害を負うこととなります。これに備えて、地震保険に加入することは大切であると考えられるので、地震保険への加入を啓発します。

資料編

別表 第3章 3-(1)-③に掲げる「大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物」

No	建築物の名称	所在地	耐震診断の結果	耐震改修工事の実施状況
1	香川県庁舎東館 高層棟	高松市番町四丁目1番10号	耐震性無	令和元年度実施済
2	香川県庁舎東館 低層棟	高松市番町四丁目1番10号	耐震性無	令和元年度実施済
3	社会福祉法人誠心保 育園はらだ分園 (遊戯室棟)	丸亀市原田町 2046 番地	耐震性無	平成 26 年度実施済
4	川津文化センター	坂出市川津町 6100 番地	耐震性有	—
5	^{にし} 西庄児童館	坂出市西庄町 1155 番地 6	耐震性有	—
6	^に 二生公民館	小豆郡小豆島町二面字寺前 568 番地 1	耐震性無	平成 28 年度実施済

【参考】

従前計画に掲げていた「大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物」で建替え、除却等を行ったもの（公益上必要な建築物でなくなったものを含む）

No	建築物の名称	現在の状況 (令和8年4月1日時点)
1	丸亀市立飯野保育所	建替え済み
2	丸亀市立垂水保育所 保育棟	建替え済み
3	丸亀市土器コミュニティセンター	建替え済み
4	丸亀市立中央保育所（保育棟）	建替え済み
5	丸亀市立中央保育所（遊戯棟）	建替え済み
6	丸亀市立西幼稚園（北保育棟）	建替え済み
7	丸亀市立西幼稚園（南保育棟）	建替え済み
8	坂出市本庁舎 本館	建替え済み
9	善通寺市庁舎	建替え済み
10	善通寺公民館本郷通り分館	除却済み
11	土庄町役場	建替え済み
12	まんのう町美合出張所（旧琴南総合センター）	建替え済み
13	^{はらいかわ} 祓川児童館	公益上必要な建築物から除外
14	まんのう町 ^{かんの} 神野婦人の家	公益上必要な建築物から除外
15	まんのう町高篠ふれあいセンター	建替え済み

香川県耐震改修促進計画推進協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県耐震改修促進計画に基づき設置する香川県耐震改修促進計画推進協議会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は次表の行政機関により構成する。

機 関 名	管 轄
香川県政策部政策課	総合施策
香川県総務部総務学事課	私立学校
香川県総務部財産経営課	県有施設全般
香川県危機管理総局危機管理課	防災施策全般及び危険物貯蔵・処理施設
香川県健康福祉部保健福祉総務課	生活保護施設
香川県健康福祉部長寿社会対策課	老人福祉施設
香川県健康福祉部子ども政策課	児童福祉施設
香川県健康福祉部障害福祉課	障害福祉施設
香川県健康福祉部医療政策課	病院、診療所
香川県健康福祉部生活衛生課	ホテル、旅館、公衆浴場、興行場等
香川県商工労働部経営支援課	大規模小売店舗
香川県土木部土木監理課	建設業、土木部総括
香川県土木部住宅課	住宅施設
香川県教育委員会総務課	市町立学校
香川県教育委員会高校教育課	県立高等学校
香川県教育委員会特別支援教育課	県立特別支援学校
香川県教育委員会生涯学習・文化財課	博物館、図書館、社会教育施設
香川県警察本部会計課	公安委員会所管施設
香川県総務部営繕課	県有施設全般（技術に関すること）
香川県土木部建築指導課	上記以外の建築物
高松市都市整備局住宅建築部建築指導課	高松市管内の民間建築物

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、事務局が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は原則として公開し、その方法は第6条に定める会議録の公開とする。ただし、会議録中に、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号のいずれかに該当する部分がある場合には、その部分を公開しないことができる。

(説明又は意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 協議会には、次の建築関係団体又はその一部により構成する分科会を置き、必要があると認めるときは当該分科会を開催する。

- (1)一般社団法人香川県建築士会
 - (2)一般社団法人香川県建築士事務所協会
 - (3)一般社団法人香川県建設業協会
 - (4)一般社団法人香川県宅地建物取引業協会
- (会議録の作成)

第6条 協議会及び分科会の会議については、会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1)会議の日時及び場所
- (2)出席者の機関名及び職氏名
- (3)協議の経過及び結果の概要
- (4)その他協議会において必要と認める事項

2 会議録は事務局において作成し、保管する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、香川県土木部建築指導課におく。

(補則)

第8条 この要領に定める事項のほか、協議会の運営に必要な事項は協議会において定めるものとする。

附 則

この要領は平成22年3月24日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。